

令和2年6月改

預かり保育の請求の手続きについて

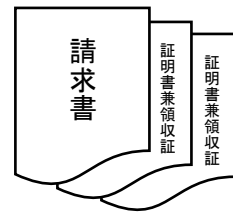
請求の手続き

認定を受けた保護者が、預かり保育の利用料をいったん施設にお支払いし、**保護者から奈良市に請求する必要があります。**

提出書類

①「請求書」と②「証明書兼領収証」をご利用の子ども・月ごとに提出します。

| 提出書類 | 記入 | 書類の内容・チェック |
|----------|--------|---|
| ①請求書 | 保護者本人 | 請求書の書き方は「請求書記入例」および「給付額の計算方法」を参照してください。 |
| ②証明書兼領収証 | 利用した施設 | 利用した回数分の証明書兼領収証があることを確認してください。 |



提出先

「請求書」・「証明書兼領収証」は、奈良市または預かり保育をご利用の園まで提出してください。

※奈良市（保育所・幼稚園課）への提出は、郵送か窓口への提出となります。

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

「奈良市役所保育所・幼稚園課行（無償化請求書在中）」とご記入ください。

スケジュール

| 利用月 | 申請期間 | 振込予定 |
|--------|-------|-------|
| 4～6月 | 7月下旬 | 9月下旬 |
| 7～9月 | 10月下旬 | 12月下旬 |
| 10～12月 | 1月下旬 | 3月下旬 |
| 1～3月 | 4月下旬 | 6月下旬 |

※ 申請期間の詳細はホームページに掲載します。

※ 利用月の申請期間が過ぎた場合、次の申請期間に提出してください（給付の請求権は2年間です）。

問い合わせ

預かり保育の請求については、下記までお問い合わせください。

奈良市役所保育所・幼稚園課

電話：0742-34-5086（「無償化の給付について」とお声かけください）

Email：hoikusho-youchien@city.nara.lg.jp

奈良市子育て@なら「幼児教育・
保育の無償化について」



給付額の計算方法

給付額の計算

預かり保育の給付額は、施設に支払った金額(a)・対象額(b)・給付限度額(★)を比較して、最も低い金額です。

| | |
|--------------|---|
| 施設に支払った金額(a) | 施設が発行する「証明証兼領収証」の「特定子ども・子育て支援利用料の領収金額」です。 |
| 対象額(b) | 利用日数×450円 |
| 給付限度額(★) | 月額11,300円（満3歳児の住民税非課税世帯等は16,300円） |

【計算例】

(ケース1) ※記入例では令和元年10月

認定を受けた保護者(3~5歳児)が在籍園の預かり保育のみ15日利用し、9,000円を支払った場合

(a)9,000円、(b)450円×15日=6,750円、(★)11,300円を比較

→最も低い6,750円が給付額です。

(ケース2) ※記入例では令和元年11月

認定を受けた保護者(3~5歳児)が在籍園の預かり保育のみ20日利用し、12,000円を支払った場合

(a)12,000円、(b)450円×20日=9,000円、(★)11,300円を比較

→最も低い9,000円が給付額です。

【請求書の記入例】

| 利用年月 | 在籍園の預かり保育事業 | | | | 認可外保育施設等に支払った金額(d) ※4 | 請求額 ※4 (「c+d」か月額上限額の低い方を記入) |
|-----------|--------------|------|----------------------|------------------|--------------------------|--------------------------------|
| | 施設に支払った金額(a) | 利用日数 | 対象額(b) (450×利用日数) | aとbの金額の低い方を記入(c) | | |
| 令和元年 10 月 | 9,000 円 | 15 日 | 6,750 円 | 6,750 円 | - 円 | 6,750 円 |
| 令和元年 11 月 | 12,000 円 | 20 日 | 9,000 円 | 9,000 円 | - 円 | 9,000 円 |

例外的な対応

(市町村間を転出・転入する場合)
(月の途中で認定期間が開始・終了する場合)

該当しない方は、参照は不要です。
計算方法が不明な場合は、お問い合わせください。

月途中の転入・転出や認定期間の開始・終了がある場合は、下記のとおり例外的な対応が必要です。

| | |
|--------------|--|
| 施設に支払った金額(a) | 日額の場合：奈良市に在住中に支払った金額を記入します。 月額の場合：奈良市の在住日数÷その月の日数で日割り計算します。 |
| 対象額(b) | 奈良市で認定を受けている期間の費用に限ります。 |
| 給付限度額(★) | 奈良市の在住日数÷その月の日数で日割り計算します。 |

【計算例】

(ケース3)

奈良市から〇〇市へ転出。月額で9,000円を施設に一括で支払い。

12月10日までは奈良市に在住(認定あり)し、預かり保育を5日利用。

12月11日以降は〇〇市に在住(認定あり)し、預かり保育を10日利用。

| 請求先 | 施設に支払った金額(a) | 利用日数 | 対象額(b)450円×利用日数 | 給付限度額(★) | 請求額 |
|---------|--------------|------|-----------------|----------|--------|
| 奈良市 | 2,900円 | 5日 | 2,250円 | 3,640円 | 2,250円 |
| 〇〇市(参考) | 6,090円 | 10日 | 4,500円 | 7,650円 | 4,500円 |

※施設に支払った金額の日割り計算：9,000円×10日÷31日≒2,900円(10円未満切捨)

給付限度額の日割り計算：11,300円×10日÷31日≒3,640円(10円未満切捨)